



第94期定時株主総会 招集ご通知

アンリツ株式会社

■日時 2020年6月25日(木曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

■場所 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ

新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を踏まえ、本総会へのご出席につきましては慎重にご判断いただき、可能な限り、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。



スマート
招集

本招集通知は、PC・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6754/>



■議案

- 第1号議案 ー 剰余金処分の件
- 第2号議案 ー 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件
- 第3号議案 ー 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 ー 取締役(監査等委員であるものを除く。)賞与支給の件

目次

■第94期定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	
・第1号議案 剰余金処分の件	4
・第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件	5
・第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	13
・第4号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)賞与支給の件	14
【提供書面】	
■事業報告	
・企業集団の現況	15
当事業年度の事業の状況 (15)	直前3事業年度の財産及び損益の状況 (18)
重要な子会社等の状況 (20)	対処すべき課題 (20)
主要な事業内容 (24)	主要な事業所 (24)
使用人(従業員)の状況 (24)	主要な借入先の状況 (24)
・会社の現況	25
株式の状況 (25)	新株予約権等の状況 (26)
会社役員の状況 (27)	会計監査人の状況 (32)
業務の適正を確保するための体制 (33)	
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 (37)	
株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (39)	
資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当等の決定に関する方針 (40)	
■連結計算書類	
・連結財政状態計算書	41
・連結純損益及びその他の包括利益計算書	42
■計算書類	
・貸借対照表	43
・損益計算書	44
■監査報告	
・連結計算書類に係る会計監査報告	45
・計算書類に係る会計監査報告	47
・監査等委員会の監査報告	49

証券コード 6754
2020年6月3日

株 主 各 位

神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号

アンリツ株式会社

代表取締役 濱 田 宏 一

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2頁及び3頁のご案内に従って、2020年6月24日(水曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を踏まえ、本総会へのご出席につきましては慎重にご判断いただき、可能な限り、事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日(木曜日) 午前10時

2. 場 所 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項
- 第94期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第94期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)賞与支給の件

以 上

(1)本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.anritsu.com/ja-JP>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(2)株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.anritsu.com/ja-JP>)における掲載によりお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

■株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2020年 6 月25日（木曜日） **午前10時**（受付開始：午前9時）

場所 当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

〔出席事前登録のお願い〕

新型コロナウイルス感染防止対策のために、ご出席される株主様のおおよその人数を事前に把握いたしたく、ご出席を予定されている株主様は、ご面倒ですが、2020年6月18日（木曜日）までに下記登録ウェブサイトから出席の事前登録をお願い申し上げます。なお、事前登録がなくても本総会へのご出席は可能ですが、上記目的に鑑み、ご協力をお願い申し上げます。

<https://www.anritsu.com/ir/join-gms>

■郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年 6 月24日（水曜日） **午後5時到着分まで**

議案に対する賛否のご表示がないときは、会社提案に「賛」として取り扱わせていただきます。

■インターネットで議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2020年 6 月24日（水曜日） **午後5時まで**

■インターネット等による議決権行使の際の注意点

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット等によって複数回数又はパソコン、スマートフォン、携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

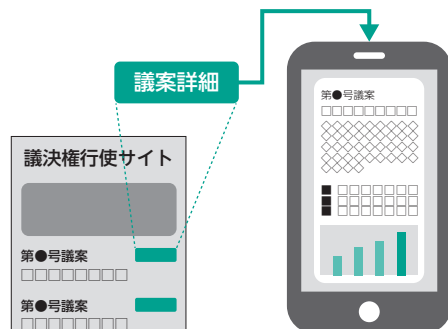
QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

スマート行使の画面上で
株主総会議案が参照可能になりました。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

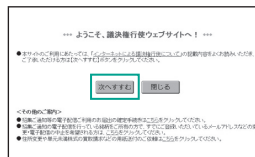
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

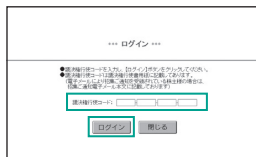
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「初期パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、剰余金処分に關しまして、提供書面である「事業報告」の「2. 会社の現況 (8) 資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当等の決定に關する方針」(40頁)に記載のとおり、株主の皆様に対する利益還元について、連結業績に應じるとともに、総還元性向を勘案した利益処分を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当については、連結当期利益の上昇に應じて、親会社所有者帰属持分配当率(DOE: Dividend On Equity)を上げることが基本にしつつ、連結配当性向30%以上を目標としており、株主総会決議もしくは取締役会決議により、期末配当及び中間配当の年2回の配当を行う方針です。

なお、当社は、定款において、取締役会決議によって剰余金の配当等ができることを規定しておりますが、現時点の判断といたしましては、期末配当につきまして、従来どおり、株主の皆様にご判断いただいた上で、実施いたしたいと存じます。

当期の剰余金の処分につきましては、基本方針に基づき、当期の業績並びに5G市場における競争力強化、IoT (Internet of Things) を活用した産業分野への事業拡大、クラウドサービス市場への事業展開及び6Gをはじめとした次世代技術の獲得等の戦略的投資のための資金需要等、諸般の事情を総合的に考慮して、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株当たり金20円 総額2,752,214,120円

なお、当期は1株につき11円の中間配当をさせていただいておりますので、当期の年間配当金は、1株につき31円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2020年6月26日

配当金等の推移

区 分	第 91 期 2016年度	第 92 期 2017年度	第 93 期 2018年度	第94期(当期) 2019年度
1株当たり年間配当金 (円) (うち期末配当金)	15 (7.5)	15 (7.5)	22 (13.5)	31 (予定) (20) (予定)
連 結 配 当 性 向 (%)	76.3	71.5	33.7	31.9 (予定)
親会社所有者帰属持分配当率(DOE) (%)	2.7	2.7	3.7	4.7 (予定)

(注) 第94期(当期)の1株当たり年間配当金、連結配当性向及び親会社所有者帰属持分配当率(DOE)は、本議案が原案どおり承認可決されることを前提としております。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会（社外取締役4名及び業務執行取締役2名により構成されます。）の審議を経て決定しております。また、監査等委員会において、指名委員会の委員である監査等委員（社外取締役）からの報告に基づき、取締役の選任の方法・考え方や決定のプロセスを確認し、協議した結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	取締役在任年数	当期の取締役会出席状況（出席率）
1	はま だ ひろ かず 濱 田 宏 一 再任	代表取締役 社長(兼役員) グループCEO 指名委員会委員 報酬委員会委員	3年	13回中13回出席 (100%)
2	くぼ た あき ふみ 窪 田 顕 文 再任	取締役 専務執行役員 CFO コーポレート総括 指名委員会委員 報酬委員会委員	7年	13回中13回出席 (100%)
3	にい み ま すみ 新 美 眞 澄 再任	取締役 常務執行役員 PQA事業グループ プレジデント	2年	13回中13回出席 (100%)
4	しま たけ し 島 岳 史 再任	取締役 常務執行役員 通信計測カンパニー プレジデント 同カンパニー グローバルビジネス デベロプメント部長	1年	11回中11回出席 (100%)
5	せき たか や 哉 再任 社外 独立	取締役 指名委員会委員長 報酬委員会委員 独立委員会委員長	9年(うち 監査等委員で ある取締役と して4年)	13回中13回出席 (100%)
6	あお き かず よし 青 木 和 義 再任 社外 独立	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長 独立委員会委員	1年	11回中11回出席 (100%)

社外：社外取締役候補者

独立：独立役員として東京証券取引所に届け出ている、又は届け出る予定の取締役候補者

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	所有する当社 株 式 の 数	当社との特別 の 利 害 関 係
1	は ま だ ひ ろ か ず 濱 田 宏 一 再任 (1964年 8月17日生)	16,400株	なし
	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
	1988年 4 月 当社入社 2004年 4 月 計測事業統轄本部IPネットワーク 事業部第 1 開発部長 2011年 4 月 Anritsu Company (米国) バイスプレジデント 2015年 4 月 当社執行役員 R & D 本部長 2016年 4 月 常務執行役員 計測事業グループ副プレジデント 計測事業本部長	2017年 4 月 専務執行役員 計測事業グループプレジデント 2017年 6 月 取締役 2018年 4 月 代表取締役社長 社長(兼役員) (現任) 2018年 6 月 代表取締役 (現任) 2019年 4 月 グループ C E O (現任)	
	取締役候補者とした理由		
	当社グループの主力事業である計測事業部門で商品開発及び国内外のマーケティング業務に従事し、業界・技術動向を含めた事業に関する幅広い知識と経験を有しており、現在は当社の代表取締役社長、グループ C E O としてリーダーシップを発揮し、グローバルに展開する当社グループの事業を牽引しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	所有する当社 株 式 の 数	当社との特別 の 利 害 関 係
2	く ぼ た あ き ふ み 窪 田 顕 文 再任 (1960年 1月27日生)	20,700株	なし
	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
	1983年 4 月 当社入社 2007年 4 月 経理部長 2010年 4 月 執行役員 財務総括 (C F O) (現任) 2013年 6 月 取締役 (現任) 2017年 4 月 常務執行役員 (重要な兼職の状況) Anritsu U.S. Holding, Inc. (米国) 社長	2018年 4 月 コーポレート総括 (現任) グローバルコーポレート本部長 2019年 4 月 専務執行役員 (現任) 2019年10月 Anritsu U.S. Holding, Inc. (米国) 社長 (現任)	
	取締役候補者とした理由		
	当社及び海外子会社で経理・財務業務を担当し、現在はCFO並びにコーポレート総括として財務戦略とグループ経営管理を担当しており、財務及び会計並びにコーポレートガバナンスに関する幅広い知識と経験を有しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
3	にいみますみ 新 美 眞 澄 再任 (1959年 5月 5日生)	14,900株	なし
	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
	1983年 4 月 当社入社	2012年 4 月 同社執行役員	
	2006年 6 月 アンリツ産機システム株式会社 (現アンリツインフィビス株式会社) 製造本部製造部長	2016年 4 月 当社執行役員 PQA事業グループ プレジデント (現任)	
	2008年 6 月 Anritsu Industrial Solutions Thailand Co.,Ltd.(タイ) 社長	アンリツインフィビス株式会社 代表取締役社長(現任)	
	2011年 4 月 アンリツ産機システム株式会社 (現アンリツインフィビス株式会社) 企画室長	2018年 4 月 当社常務執行役員(現任) 2018年 6 月 取締役(現任)	
(重要な兼職の状況)			
アンリツインフィビス株式会社 代表取締役社長			
取締役候補者とした理由			
当社グループの事業の柱に成長したPQA(プロダクツ・クオリティ・アシュアランス)事業部門で、生産管理、経営企画、海外子会社経営等の業務に従事し、事業に関する幅広い知識と経験を有しており、現在はPQA事業グループの責任者及び同事業を担う子会社アンリツインフィビス株式会社の経営者としてリーダーシップを発揮しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	所有する当社 株 式 の 数	当社との特別 の 利 害 関 係
4	しま たけ し 島 岳 史 再任 (1964年 5 月 25 日生)	4,500株	なし
	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
	1988年 4 月 当社入社 2017年 4 月 執行役員 2009年 4 月 マーケティング本部販売促進部 APACチーム部長 2017年10月 グローバル営業総括 グローバルセールスセンター長 2012年 4 月 マーケティング本部ワイヤレスデバ イス製造ソリューション部長 2017年10月 アジア・大洋州営業本部長 2014年 4 月 マーケティング本部プロダクトマーケ ティング部プロジェクトチーム3部長 2019年 4 月 Anritsu Americas Sales Company (米国) 社長 2016年 4 月 計測事業本部グローバルビジネス デベロプメント部長 2019年 6 月 当社取締役(現任) 2020年 4 月 常務執行役員(現任) 通信計測カンパニー プレジデン ト(現任) 同カンパニー グローバルビジネ ス デベロプメント部長(現任)		
	取締役候補者とした理由		
	グローバル・ビジネスに関する幅広い知識と豊富な経験を有し、現在は、通信計測カンパニーの責任者として当社グループの主力ビジネスである計測事業においてリーダーシップを発揮しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
5	せき たか や 関 孝 哉 (1953年7月9日生) 再任 社外 独立	なし	なし
	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
	1977年 4 月 東洋信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入行	2009年 3 月 京都大学博士号（経済学）取得	
	2001年 3 月 同行退職	2011年 6 月 当社社外取締役	
	みずほ証券株式会社入社	2012年 4 月 明治大学商学部特任講師	
	2001年10月 株式会社日本投資環境研究所調査部長兼首席研究員	麗澤大学経済学部客員教授	
	2006年 4 月 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科兼任講師（現任）	2014年 4 月 明治大学国際連携機構特任講師	
	2008年 6 月 みずほ証券株式会社及び株式会社日本投資環境研究所退職	2015年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）	
	コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社 代表取締役	2017年 2 月 コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社 取締役（現任）	
		2017年 4 月 立正大学経営学部教授（現任）	
		2019年 6 月 当社社外取締役（現任）	
	（重要な兼職の状況） コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社 取締役 立正大学経営学部教授		
	社外取締役候補者とした理由		
	グローバルなコーポレートガバナンスの専門家としての豊富な知識と卓越した見識、並びに当社の監査等委員である取締役として得た知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。		
	独立性に関する事項		
	当社は、関 孝哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、当社が定めた社外役員の独立性に関する基準を充たしております。当社と、同氏の重要な兼職先であるコーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社及び立正大学との間に特別の関係はありません。また、同氏は、取締役に選任された場合、独立の立場で取締役としての職務を遂行することを表明しております。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	所有する当社 株 式 の 数	当社との特別 の 利 害 関 係
6	あ お き か ず よ し 青 木 和 義 再任 社外 独立 (1955年12月24日生)	なし	なし
	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
	1979年 4 月 花王石鹼株式会社 (現花王株式会 社)入社	2007年 5 月 花王株式会社会計財務部門 管理 部長	
	1994年 2 月 同社和歌山工場 経理課長	2012年 6 月 同社執行役員 会計財務部門統括	
	2001年 7 月 同社会計財務センター IR部長	2017年 1 月 同社退職	
	2003年 3 月 同社家庭品国際事業本部 コント ローラー	2019年 6 月 当社社外取締役 (現任)	
	2005年 3 月 花王 (中国) 投資公司 副総経理兼 副董事長		
	社外取締役候補者とした理由		
	上場会社の会計財務部門の責任者を務め、財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しているほか、グローバル・ビジネスに関する豊富な経験を有しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、社外取締役候補者としました。		
	独立性に関する事項		
	当社は、青木和義氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、当社が定めた社外役員の独立性に関する基準を充たしております。 また、同氏は、取締役を選任された場合、独立の立場で取締役としての職務を遂行することを表明しております。		

- (注) 1. 関 孝哉氏及び青木和義氏は、社外取締役候補者であります。
2. 関 孝哉氏の在任期間は、本総会終結の時をもって9年(うち監査等委員である取締役として4年)であります。青木和義氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
3. 当社は、関 孝哉氏及び青木和義氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。当社は、関 孝哉氏及び青木和義氏が原案どおり選任されますと、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

【ご参考】

当社は、取締役会における意思決定プロセスの充実と実効性を確保するため、取締役の選任基準及び選任手続、並びに社外役員の独立性に関する基準を定めており、その概要は次のとおりであります。

① 取締役の選任基準及び選任手続

社内取締役の選任については、高度な専門知識を持ち、業務遂行における高い能力の発揮と業績への貢献が期待できる人財であることに加え、当社の人財観察軸である「アンリツバリュー」すなわち、「経営ビジョン・経営方針への共鳴」、「人間力」、「戦略的思考、構想力」、「自発性、行動力、論理的思考」、「高い倫理感」の5つの要素などを基軸に総合的に評価するものとします。

社外取締役の選任については、取締役会全体としての知識・経験のバランスや、多様なステークホルダーの視点を当社グループの事業活動の監督・適正運営に取り入れる観点から、その専門分野、出身等の多様性等に配慮し、かつ当社からの独立性を勘案した上で、総合的に判断するものとします。

株主総会に提出する取締役の選任議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会（監査等委員であるものについては監査等委員会）での審議を経て、取締役会で決議するものとします。

なお、取締役が当社グループ以外の役員を兼職する場合、当社グループの取締役としての責務を果たし得る範囲内に限ることとし、重要な兼職の状況については、毎年開示することとします。

② 社外役員の独立性に関する基準

当社における合理的な調査等に基づき、当社の社外取締役（以下、「社外役員」といいます。）又は当社の社外役員候補者が次に掲げる事項のいずれにも該当しない場合、当社は、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断いたします。

1. 当社及び当社子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者^{(注)1}
2. 当社の主要株主^{(注)2}又はその業務執行者^{(注)1}
3. 当社グループが主要株主^{(注)2}となっている者の業務執行者^{(注)1}
4. 当社グループを主要な取引先^{(注)3}とする者又はその業務執行者^{(注)1}
5. 当社グループの主要な取引先^{(注)3}又はその業務執行者^{(注)1}
6. 当社グループから多額の金銭その他の財産^{(注)4}の寄付を受けている者又はその業務執行者^{(注)1}
7. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産^{(注)4}を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
8. 当社グループとの間で、社外役員の相互就任^{(注)5}の関係にある先の出身者
9. 過去^{(注)6}において上記1から8までのいずれかに該当していた者
10. 次のa又はbに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
 - a. 上記1に掲げる者（監査等委員である社外取締役又はその候補者の独立性を判断する場合には、業務執行者^{(注)1}でない取締役又は業務執行者^{(注)1}でない取締役であった者を含む。）のうちの重要な者^{(注)7}
 - b. 上記2から8までのいずれかに掲げる者のうちの重要な者^{(注)7}
11. 上記に掲げる事項のほか、当社から独立した中立の立場をもって社外役員としての職責を果たせないと合理的に判断される事情を有する者

- (注) 1. 「業務執行者」とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、使用人等（執行役員を含む。）の業務を執行する者をいう。また、会社以外の法人、組合等の団体の業務を執行する者を含む。
2. 「主要株主」の該当性については、総議決権の10%以上の議決権の直接又は間接的な保有の有無をもって判断の指標とする。
3. 「主要な取引先」については、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2」に関する「主要な取引先」への該当性について示されている考え方に準ずる。
4. 「多額の金銭その他の財産」の該当性については、その価額の総額が、1事業年度につき1,000万円又はその財産の受領者の収入総額の1%のいずれか高い方の額を超えるか否かをもって判断の指標とする。
5. 「社外役員の相互就任」とは、当社グループの出身者が現に他の会社の社外役員である場合であって、当該他の会社の出身者が当社グループの社外役員として就任する関係をいう。
6. 「過去」とは、上記基準の1項につき、期間を特に定めない過去のことをいい、上記基準の2項から8項までに掲げる事項につき、直前の事業年度を含む過去5年間をいう。
7. aにおける「重要な者」には、上記基準の1項に定める業務執行者のうち、執行役員等の重要な使用人は含まれるが、部長職に準ずる職位以下の使用人は含まれないものとする。また、bにおける、上記基準の2項から8項まで（7項を除く。）のいずれかに掲げる者のうちの「重要な者」は、これらのいずれかに掲げる者が業務執行者の場合であって、取締役、執行役、執行役員等の重要な者に限られ、上記基準の7項に掲げる者のうちの「重要な者」は、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者に限られる。
8. 東京証券取引所の規則に基づき、コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び独立役員届出書への記載事項とされる属性情報の「上場会社の取引先又はその出身者」及び「上場会社が寄付を行っている先又はその出身者」における取引及び寄付の各々についての「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」は、その必要に応じて別に定める。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2019年6月26日開催の当社第93期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された佐野高志氏より、本総会開始の時をもって補欠の監査等委員である取締役を辞退したい旨の申し出がありましたので、第93期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により本総会開始の時をもってその選任を取り消すことといたしました。

つきましては、改めて、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案による選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	所有する当社 株式の数	当社との特別 の利害関係
う え だ のぞ み 上 田 望 美 (1974年2月19日生) 社外 独立	なし	なし
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
1999年4月 弁護士登録 東京テミス法律事務所（現紀尾井坂 テミス総合法律事務所）入所（現任） 2019年6月 株式会社ミクシィ社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 紀尾井坂テミス総合法律事務所 株式会社ミクシィ 社外監査役		
補欠の社外取締役候補者とした理由		
直接、会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、高い倫理観をもって、主にコーポレートガバナンス、コンプライアンスに関する専門的知見を当社の経営及び監査等に反映していただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。		
独立性に関する事項		
当社は、上田望美氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。なお、同氏は、当社が定めた社外役員の独立性に関する基準を充たしております。 当社と、同氏の重要な兼職先である紀尾井坂テミス総合法律事務所及び株式会社ミクシィとの間に特別の関係はありません。 また、同氏は、監査等委員である取締役に選任された場合、独立の立場で監査等委員である取締役としての職務を遂行することを表明しております。		

- (注) 1. 上田望美氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
2. 当社は、上田望美氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法律が規定する額のいずれか高い額としております。

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）賞与支給の件

当期末時の取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じ。）6名のうち、社外取締役2名を除く取締役4名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与として総額80百万円を支給いたしたいと存じます。また、各取締役に対する金額は取締役会の決議によることといたしたいと存じます。

なお、本議案は、独立社外取締役が委員長を務める報酬委員会（社外取締役4名及び業務執行取締役2名により構成されます。）の審議を経て決定しております。また、監査等委員会において、報酬委員会の委員である監査等委員（社外取締役）からの報告に基づき、取締役の報酬の考え方や決定のプロセスを確認し、協議した結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

イ. 全般的概況

当期における世界経済は、米中貿易戦争が激化するも、先進国を中心に緩やかに景気拡大が継続してきましたが、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞により、景気後退の動きが急速に進んでいます。また、ヒトやモノの移動制限によるサプライチェーンの寸断、都市封鎖等による工場の操業停止や事業拠点の休業など、新型コロナウイルスの感染拡大による企業活動へのマイナス影響が懸念されています。国内においても、インバウンド需要の減少、イベント等の中止、外食等の手控えなどにより国内消費が急速に落ち込んでいます。

情報通信分野においては、モバイル・ブロードバンド・サービスは質量ともに拡がりを見せ、データ通信量は急速に増加して、ネットワーク・インフラを逼迫させつつあります。それらの課題を解決するために、モバイル通信方式4Gは、LTE (Long Term Evolution) 及びLTE-AdvancedそしてLTE-Advanced Pro (Gigabit LTE) と進化しました。加えて、次世代の通信方式5Gの仕様策定が3GPPで進行しています。2017年12月に5G NSA-NR (Non-Standalone New Radio)、2018年6月に5G SA-NR (Standalone New Radio) の標準化が完了し、5Gの超高速通信に関する主要機能の全仕様が規定されました。3GPPでは引き続き、ユースケースの拡張が期待される超低遅延及び多数同時接続の仕様策定を検討しており、2020年に標準化完了が予定されています。また、3GPPでは、高周波数帯の拡張、通信エリアの拡大、低消費電力・低コスト通信など、5Gの更なる効率性、性能改善を目的とした新たな仕様の検討が、2021年の標準化完了を目指して進められる予定です。

その結果、米国、韓国、欧州に次いで、中国でも5Gサービスが開始されるなど、各国オペレータの商用化スケジュールは順調に進展しています。日本においても2020年3月から都市部を中心とした一部のエリアで5Gサービスが開始されました。

このような環境のもと、計測事業グループは、5Gの開発投資需要を獲得するためのソリューションの開発と組織体制の整備に注力し、5Gチップセット及び端末の開発関連需要を獲得しました。

PQA事業の分野においては、加工食品生産ラインの自動化投資が進むとともに、X線を用いた異物検出並びに包装に関する品質保証などの需要が堅調に推移しています。PQA事業グループは、このような状況下でX線を軸としたソリューションの競争力強化と海外の販売体制の整備拡充に取り組みました。

この結果、受注高は1,077億9百万円（前期比6.8%増）、売上収益は1,070億23百万円（前期比7.4%増）、営業利益は174億13百万円（前期比54.8%増）、税引前当期利益は171億81百万円（前期比51.2%増）、当期利益は133億97百万円（前期比49.0%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は133億55百万円（前期比49.1%増）となりました。なお、新型コロナウイルス感染拡大による当期業績への影響は軽微でした。

期末の受注残高は、230億3百万円（前期比5.1%増）であります。

□. 事業部門別概況

当期の事業部門別売上収益は次のとおりであります。

区 分	第 93 期(前期)		第 94 期(当期)		前 期 比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
計 測	68,168	68.4	75,165	70.2	6,996	10.3
P Q A	23,074	23.2	22,575	21.1	△498	△2.2
そ の 他	8,416	8.4	9,282	8.7	865	10.3
合 計	99,659	100.0	107,023	100.0	7,363	7.4

〔計測事業〕

この事業部門は、サービスプロバイダ、ネットワーク機器メーカー、保守工事業者などへ納入する、多機種にわたる通信用及び汎用計測器、測定システム、サービス・アシユアランスの開発、製造、販売を行っています。

当期は、モバイル市場において5Gチップセット及び携帯端末の開発需要が順調に推移しました。特にアジア地域において5G商用化に向けた開発需要が拡大し、5Gビジネスを牽引しました。

この結果、売上収益は751億65百万円（前期比10.3%増）、営業利益は151億48百万円（前期比60.9%増）となりました。

〔PQA（プロダクツ・クオリティ・アシュアランス）事業〕

この事業部門は、高精度かつ高速の各種自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機などの食品・医薬品・化粧品産業向けの生産管理・品質保証システム等の開発、製造、販売を行っています。

当期は、国内・海外とも食品市場の品質保証プロセスの改善強化、自動化、省力化に向けた設備投資需要は堅調であるものの、顧客先での製品の受入検収期間が長期化した影響等により減収となりました。

この結果、売上収益は225億75百万円（前期比2.2%減）、営業利益は12億87百万円（前期比20.0%減）となりました。

【その他の事業】

これら2事業以外に、情報通信事業、デバイス事業、物流、厚生サービス、不動産賃貸等の事業を展開しております。

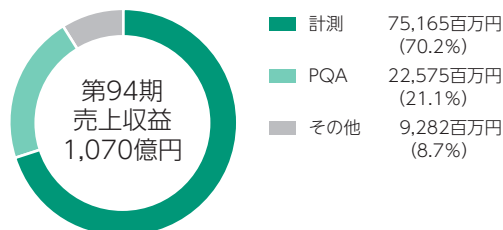
当期は、デバイス事業の利益が、前期と比較して増加しました。

この結果、売上収益は92億82百万円（前期比10.3%増）、営業利益は19億円（前期比65.9%増）となりました。

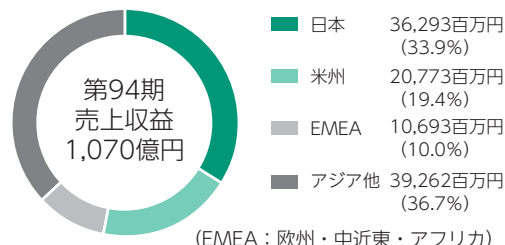
なお、当社は、2020年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるアンリツネットワークス株式会社、アンリツエンジニアリング株式会社及び株式会社アンリツプロアソシエを吸収合併し、これら子会社が営んでおりました事業（情報通信、ソフトウェア開発、シェアードサービス等の事業）に関する全ての権利義務を承継しました。

売上収益1,070億23百万円を地域別に見ますと、日本は362億93百万円（前期比12.8%増）、米州は207億73百万円（前期比21.4%減）、E M E A（欧州・中近東・アフリカ）は106億93百万円（前期比12.1%減）、アジア他は392億62百万円（前期比36.0%増）であり、当社グループ全売上収益に対する比率は日本33.9%、米州19.4%、E M E A 10.0%、アジア他36.7%であります。

■事業部門別売上収益（連結）



■地域別売上収益（連結）



② 設備投資の状況

当期の設備投資は総額45億18百万円であり、主力の計測事業を中心に技術革新と販売競争に対処するため開発環境基盤強化と原価低減及び製品品質向上に向けた投資を継続するとともに、グローバルに情報システムへの投資を推進しました。

③ 資金調達の状況

当期において、新株式発行及び社債発行等の資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 91 期 2016年度 (IFRS基準)	第 92 期 2017年度 (IFRS基準)	第 93 期 2018年度 (IFRS基準)	第94期(当期) 2019年度 (IFRS基準)
受 注 高(百万円)	88,934	88,542	100,819	107,709
売 上 収 益(百万円)	87,638	85,967	99,659	107,023
営 業 利 益(百万円)	4,234	4,912	11,246	17,413
税 引 前 当 期 利 益(百万円)	3,628	4,602	11,362	17,181
当 期 利 益(百万円)	2,734	2,898	8,991	13,397
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	2,698	2,880	8,956	13,355
基本的 1 株当たり当期利益(円)	19.65	20.97	65.20	97.20
資 産 合 計(百万円)	125,054	121,190	130,467	138,873
親会社の所有者に帰属する持分(百万円)	76,398	78,230	85,560	94,172
1 株当たり親会社所有者帰属持分(円)	556.40	569.54	622.87	685.25

(注) 当社は、国際会計基準（IFRS）に基づいて連結計算書類を作成しております。

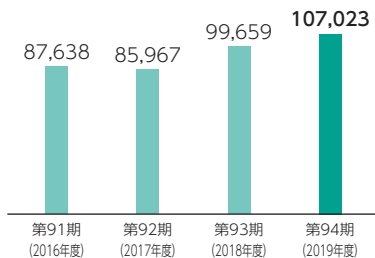
② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 91 期 2016年度 (日本基準)	第 92 期 2017年度 (日本基準)	第 93 期 2018年度 (日本基準)	第94期(当期) 2019年度 (日本基準)
受 注 高(百万円)	40,008	39,103	47,576	58,536
売 上 高(百万円)	40,333	38,710	46,866	56,963
営 業 利 益(百万円)	1,306	3,099	7,379	10,520
経 常 利 益(百万円)	1,053	3,773	8,151	12,784
当 期 純 利 益(百万円)	965	2,985	6,970	10,353
1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円)	7.03	21.74	50.74	75.36
総 資 産(百万円)	121,758	117,090	126,327	133,436
純 資 産(百万円)	75,431	76,474	80,516	87,547
1 株 当 た り 純 資 産(円)	548.30	556.09	585.68	636.69

■企業集団の財産及び損益の状況の推移

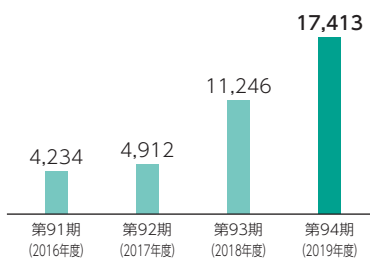
売上収益

(単位：百万円)



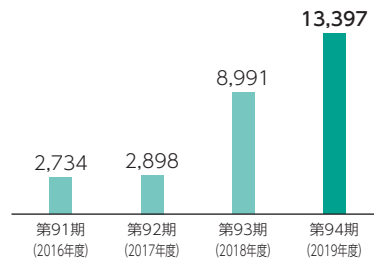
営業利益

(単位：百万円)



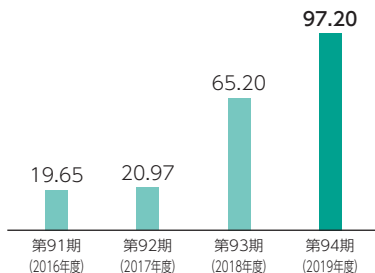
当期利益

(単位：百万円)



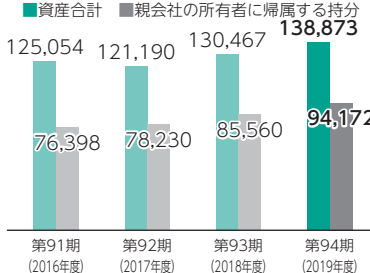
基本的1株当たり当期利益

(単位：円)



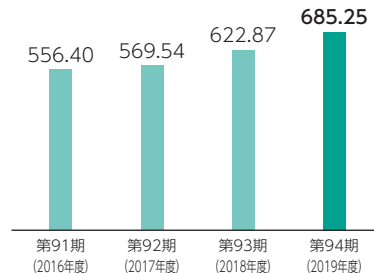
資産合計/親会社の所有者に帰属する持分

(単位：百万円)



1株当たり親会社所有者帰属持分

(単位：円)



(3) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
アンリツインフィビス株式会社	1,350百万円	100%	重量選別機、異物検出機等の製造、販売
アンリツネットワークス株式会社	355	100	情報通信機器の製造、販売
東 北 ア ン リ ツ 株 式 会 社	250	100	計測器、情報通信機器等の製造
アンリツカスタマーサポート株式会社	100	100	計測器の校正、修理、保守
ア ン リ ツ デ バ イ ス 株 式 会 社	90	100	光デバイスの製造
アンリツエンジニアリング株式会社	40	100	ソフトウェアの開発
ア ン リ ツ 興 産 株 式 会 社	20	100	物流、厚生サービス、施設管理
ア ン リ ツ 不 動 産 株 式 会 社	20	100	不動産の賃貸
株式会社アンリツプロアソシエ	10	100	シェアード・サービス・センター業務
A T テ ク マ ッ ク 株 式 会 社	10	50	加工品、ユニット組立品の製造、販売
Anritsu U.S. Holding, Inc. [米国]	9千米ドル	100	海外子会社の持株会社
Anritsu Company [米国]	11,098千米ドル	(100)	計測器等の製造
Anritsu Americas Sales Company [米国]	1千米ドル	(100)	計測器等の販売
Anritsu EMEA Ltd. [英国]	1,502千英ポンド	100	計測器等の販売
Anritsu Company Ltd. [香港]	43,700千香港ドル	100	計測器等の販売
Anritsu A/S [デンマーク]	217,000千デンマーク クローネ	100	サービス・アシュアランス等

- (注) 1. 出資比率欄の括弧内の数字は間接比率を示しております。
2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
3. 当社は、2020年4月1日付で、アンリツネットワークス株式会社、アンリツエンジニアリング株式会社及び株式会社アンリツプロアソシエを吸収合併しており、3社は解散いたしました。

② 重要な関係会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大や米中貿易摩擦の長期化など、今後の世界経済の動向は予断を許さない状況が続いています。今後の新型コロナウイルス感染拡大の経過によっては、サプライチェーンの寸断や様々な事業活動の制限など、長期間にわたって円滑な企業活動が妨げられる可能性があります。当社グループは、事業への影響を最小限に抑えるべく、テレワークの推進、ITツールの活用及び調達の多様化等の対策に取り組めます。一方、情報通信分野においては、世界各国で5Gサービスが開始され、今後も5G関連の需要は拡大していくことが見込まれます。

このような環境の中、当社グループは、以下の経営理念・経営ビジョン・経営方針、中長期経営戦略及び「2020 VISION」のもと、中期経営計画「GLP2020」（計画期間：2018～2020年度）の達成に取り組み、世界各国の5G商用化計画に的確に対応したソリューションをタイムリーに提供することで、モバイル市場での競争力優位を確立し、5G/IoT社会を支えるリーディングカンパニーを目指すとともに、企業価値の向上を図ってまいります。

① 経営理念・経営ビジョン・経営方針

当社は、様々なステークホルダーに対する責任と対話を重視し、以下のとおり経営理念・経営ビジョン・経営方針を策定しています。

- 〔経営理念〕 誠と和と意欲をもって、“オリジナル&ハイレベル”な商品とサービスを提供し、安全・安心で豊かなグローバル社会の発展に貢献する
- 〔経営ビジョン〕 衆知を集めたイノベーションで社会のサステナビリティに貢献し、“利益ある持続的成長”を実現する
- 〔経営方針〕
 1. 衆知を集めた全員経営でハツラツとした組織へ
 2. イノベーションで成長ドライバーの獲得
 3. グローバル市場でマーケットリーダーになる
 4. 良き企業市民として人と地球にやさしい社会づくりに貢献

② 中長期的な経営戦略

当社グループは、主力の計測事業を軸に、ICT (Information and Communication Technology) サービスに関わるビジネスを展開しております。ICT分野における成長ドライバーは、「世界的なモバイル・ブロードバンド・サービスとIoTによる新たな社会価値の創造」です。そのプラットフォームとなるものが、中長期にわたるユーザー・エクスペリエンスの向上を目指すコミュニケーションシステムのイノベーションです。このイノベーションを実現するために、広帯域化を支えるLTE、LTE-Advanced/Pro、更に5Gへと続くモバイル通信技術の継続的開発や超高速広帯域な接続性の向上を支える通信ネットワークの再構築が進められています。幅広いモバイル・ブロードバンド・サービスのインフラとなることが期待される5GのNSA-NR、SA-NRの規格の標準化が完了し、これを受けて世界的に5Gの商用化に向けた開発が本格化しています。そして、2030年頃の提供を目指し、5Gを高度化させた6Gの検討が、米国、中国、韓国及び日本で始まりました。基本的な社会インフラからIoTによる新たな価値創造に至るまで、持続可能な社会の実現には「いつでも、どこでも、安全・安心、快適につながる」ネットワークが不可欠です。アンリツは、無線・有線の両方をカバーする先進の計測カンパニーとして、社会とお客様のネットワーク課題を解決してまいります。

PQA事業の成長ドライバーは、「食品・医薬品市場における品質保証ニーズの拡大」です。食品、医薬品関連市場を中心に、長期的には海外売上比率を50%まで引き上げることで、より事業拡大を目指してまいります。北米・アジア市場を中心に事業展開を加速するため、海外の経営資源の拡充に努めます。

2020年4月に当社の未来を支える基礎技術の獲得を目指し、先端技術研究所を新設しました。当社のコアコンピテンシーである“はかる”技術を拡張する課題に果敢に挑戦し、オープンかつイノベティブな研究活動を通じて次世代リーダーを生み出し、10～20年後の当社ビジネスの競争力の源泉となる技術力を培っていきます。

「2020 VISION」は、経営の基本方針に沿って2020年を目途とする時間軸として取り組んできたものであります。「2020 VISION」及び「2020 VISION」のもと各事業部門が掲げるビジョンは以下のとおりです。

- 〔2020 VISION〕**
1. アンリツらしい価値を創造し、ワールドクラスの強靱な利益体質を持つグローバルマーケットリーダーになる
 2. 新しい分野でアンリツの先進性を発揮して事業創発をする

- 〔計測事業〕** 5G/IoT社会を支えるリーディングカンパニーになる
〔PQA事業〕 ワールドクラスの品質保証ソリューションパートナーになる

更に、当社グループは、2020年以降を見据えた持続的な成長に向けて「Beyond 2020」を始動させました。「Beyond 2020」では、「5G通信」、「食品安全」の一層の強化に加え、「5G利活用 自動車」、「医薬品安全」、そして「非通信計測事業」の開拓にも挑み、これら5つの柱で社会課題の解決を図り、高収益企業を目指すことを掲げています。

③ 中期経営計画「GLP2020」

当社は、中長期経営戦略上の経営目標の一里塚として、2018年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「GLP2020」を策定し、事業活動を展開しています。中期経営計画「GLP2020」が目指すものは、「収益力を回復すること」、「GLP2017」からの継続課題「利益ある持続的成長のための経営基盤を確立すること」です。その経営目標を確実に遂行するために、以下の3つの課題に全力で取り組んでおります。

- (1) 成長ドライバーの確実な獲得
- (2) 強靱な利益体質の構築
- (3) 次世代の事業の柱づくり

④ コーポレートガバナンスの充実

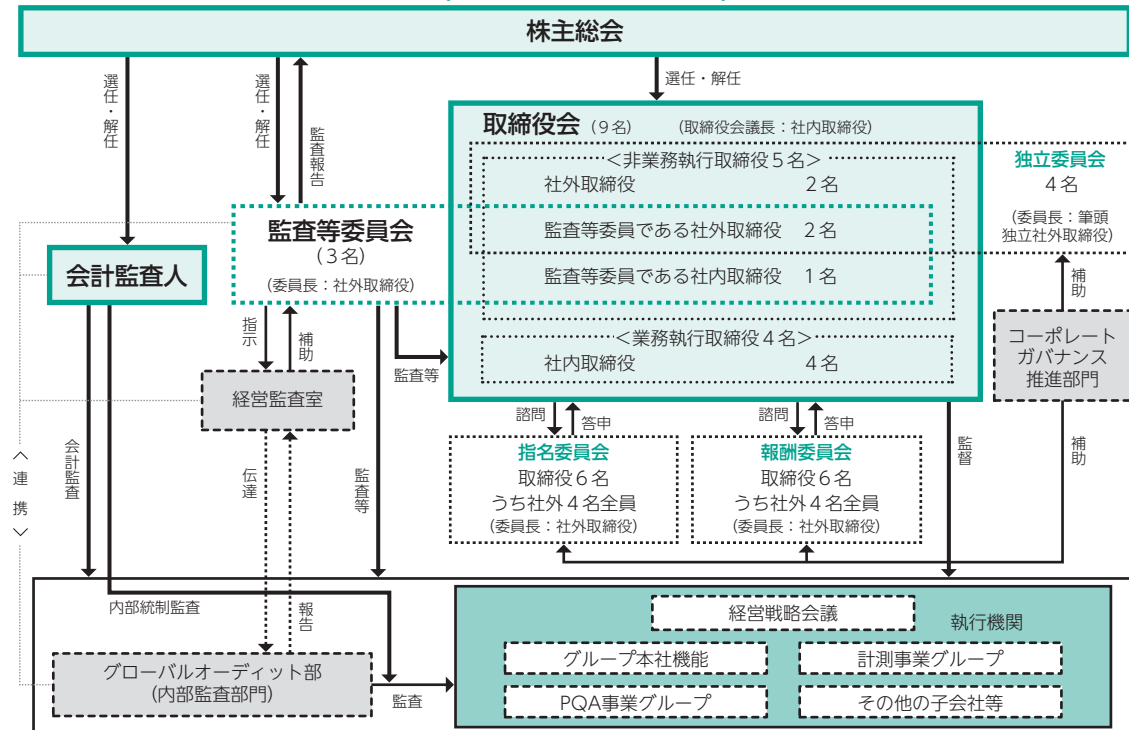
当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を向上させていくことを経営の最重要課題としております。その目標を実現するために、コーポレートガバナンスが有効に機能する仕組みを構築することに努めております。執行役員制度導入による意思決定と業務執行の分離の促進、「監査等委員会設置会社」への移行、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会・報酬委員会・独立委員会の設置、取締役会の実効性評価の実施などにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることで、グローバルな視点でより透明性の高い経営の実現を目指してまいります。

なお、当社は、前記の視点を明確にするため、「アンリツ株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」を制定しており、当社ウェブサイト (<https://www.anritsu.com/ja-JP>) に掲載しております。

⑤ サステナビリティの推進

当社グループは、誠実な企業活動を通じてグローバルな社会の要請に対応し、社会課題解決に貢献してこそ企業価値の向上が実現されると考えており、サステナビリティ推進活動にも積極的に取り組んでおり、「サステナビリティ方針」を制定しています。当社グループは、この方針に掲げる「安全・安心で快適な社会構築への貢献」、「グローバル経済社会との調和の実践」、「地球環境保護への貢献」、「すべてのステークホルダーとの強固なパートナーシップの構築」を目標に据え、経営資源を最大限に活かして、「誠と和と意欲」をもって安全・安心で豊かなグローバル社会の発展並びに世界共通目標SDGs (Sustainable Development Goals: 国連総会で定められた持続可能な開発目標) の実現に貢献することを通じて、企業価値の向上を目指してまいります。

■ コーポレートガバナンス体制図(2020年3月31日現在)



(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業部門	主 要 製 品 等
計 測	デジタル通信・IPネットワーク用測定器、光通信用測定器、移動通信用測定器、RF・マイクロ波・ミリ波帯汎用測定器、サービス・アシュアランス
P Q A	自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機、総合品質管理・制御システム
そ の 他	情報通信、光デバイス、不動産賃貸等

(6) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

① 当社

	所 在 地
本 社	神奈川県厚木市
営 業 拠 点	神奈川県厚木市、東京都新宿区、宮城県仙台市、愛知県名古屋市、大阪府吹田市、福岡県福岡市
事 業 所	福島県郡山市

② 子会社

名 称	所 在 地
アンリツインフィビス株式会社 アンリツカスタマーサポート株式会社 アンリツエンジニアリング株式会社 アンリツ不動産株式会社 ATテクマック株式会社 東北アンリツ株式会社 Anritsu Company Anritsu Americas Sales Company Anritsu EMEA Ltd. Anritsu Company Ltd. Anritsu A/S	アンリツネットワークス株式会社 アンリツデバイス株式会社 アンリツ興産株式会社 株式会社アンリツプロアソシエ 神奈川県厚木市 神奈川県平塚市 福島県郡山市 米国・カリフォルニア 英国・ベッドフォードシャー 香港・カオルーン デンマーク・コペンハーゲン

(7) 使用人(従業員)の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
3,881名	+103名

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
855名	+19名	43.9歳	19.9年

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であります。
2. 2020年4月1日付の子会社の吸収合併等により、当社の従業員数は1,301名となりました。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,550百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	750百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	621百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 400,000,000株
 ② 発行済株式の総数 138,257,294株（自己株式646,588株を含む。）

(注) 当期中における第12回、第13回及び第15回新株予約権（ストック・オプション）の権利行使により、発行済株式総数が前期末に比べ、50,500株増加しました。

- ③ 株主数 72,772名
 ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	17,270	12.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,850	8.61
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	6,610	4.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,367	3.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,620	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	2,498	1.82
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	2,349	1.71
住友生命保険相互会社	2,314	1.68
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	2,126	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・三井住友信託退給口	2,000	1.45

(注) 持株比率は自己株式（646,588株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年7月30日及び同年10月31日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除きます。以下同じ。）並びに執行役員及び理事に対する信託を用いたインセンティブ・プラン（2018年6月26日開催の第92期定時株主総会の決議に基づき、従前の制度の一部を変更して継続した当社取締役向けの業績連動型株式報酬制度を含みます。以下「本制度」といいます。）に係る細目事項を決定しました。かかる決定事項に従い、本制度の継続運用に際し設定した役員向け株式交付信託において、取引市場を通じて当社普通株式を取得しましたが、当社の自己の所有に係るものではないことから、当該株式の数は上記自己株式の数に含めておりません。なお、当期末時に当該信託に係る信託口が所有する株式183,600株については、連結計算書類及び計算書類上、自己株式として会計処理しております。また、当該信託による当社株式の取得は、取引市場を通じたものであり、本制度による当社株式の希薄化は生じておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している新株予約権の状況（2020年3月31日現在）

- イ. 新株予約権の数 150個
ロ. 目的である株式の種類及び数 普通株式 15,000株
ハ. 当社役員の保有状況

	回 次	行使価額	行 使 期 間	個 数	保有者数
取締役 (監査等委員で あるものを除く)	第12回	1,295円	2016年8月22日～2022年8月21日	50個	1名
	第13回	1,295円	2016年8月22日～2022年8月21日	20個	1名
	第14回	956円	2017年9月1日～2023年8月31日	50個	1名
	第15回	956円	2017年9月1日～2023年8月31日	30個	1名

(注) 当社は、社外取締役に対して新株予約権を割り当てておりません。

② 当期中に従業員等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 (社 長)	* 濱 田 宏 一	グループCEO、計測事業グループプレジデント 指名委員会委員、報酬委員会委員
取 締 役 (専 務 執 行 役 員)	* 窪 田 顕 文	CFO、コーポレート総括 指名委員会委員、報酬委員会委員 Anritsu U.S. Holding, Inc.(米国) 社長
取 締 役 (常 務 執 行 役 員)	* 新 美 眞 澄	PQA事業グループプレジデント アンリツインフィビス株式会社 代表取締役社長
取 締 役 (執 行 役 員)	* 島 岳 史	グローバル営業総括 グローバルセールスセンター長 計測事業本部グローバルビジネスデベロプメント部長 Anritsu Americas Sales Company(米国) 社長
取 締 役	関 孝 哉	指名委員会委員長、報酬委員会委員、独立委員会委員長 コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社 取締役 立正大学経営学部教授
取 締 役	青 木 和 義	指名委員会委員、報酬委員会委員長、独立委員会委員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	五十嵐 則 夫	指名委員会委員、報酬委員会委員、独立委員会委員 公認会計士 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	清 水 恵 子	指名委員会委員、報酬委員会委員、独立委員会委員 公認会計士、清水公認会計士事務所 所長 帝京大学経済学部経営学科教授
取 締 役 (監 査 等 委 員)	谷 合 俊 澄	

- (注) 1. 取締役 関 孝哉氏及び青木和義氏並びに監査等委員である取締役 五十嵐則夫氏及び清水恵子氏は、社外取締役であります。なお、当社は、4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員である取締役 谷合俊澄氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由につきましては、社内の事情に精通し、容易に会社の情報を収集できる者が、経営戦略会議等の取締役会以外の重要な会議に出席したり、代表取締役、業務執行取締役、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに監査・監督を行うことで、監査等委員会における監査・監督の実効性を高めるためであります。
3. 監査等委員である取締役 五十嵐則夫氏及び清水恵子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2019年6月26日開催の第93期定時株主総会において、島 岳史氏、関 孝哉氏及び青木和義氏は取締役(監査等委員であるものを除く。)に、清水恵子氏及び谷合俊澄氏は監査等委員である取締役に、それぞれ新たに選任され就任しました。

5. 当期中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
橋 本 裕 一	2019年6月26日	任期満了	代表取締役会長 指名委員会委員、報酬委員会委員
谷 合 俊 澄	2019年6月26日	任期満了	取締役 専務理事
佐 野 高 志	2019年6月26日	任期満了	取締役（社外取締役） 指名委員会委員長、報酬委員会委員、独立委員会委員 公認会計士、佐野公認会計士事務所 所長 株式会社図研 社外取締役
井 上 雄 二	2019年6月26日	任期満了	取締役（社外取締役） 指名委員会委員、報酬委員会委員長、独立委員会委員長 株式会社良品計画 社外監査役 協和発酵キリン株式会社 社外監査役
関 孝 哉	2019年6月26日	任期満了	監査等委員である取締役（社外取締役） 指名委員会委員、報酬委員会委員、独立委員会委員 コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社 取締役 立正大学経営学部教授
永 田 修	2019年6月26日	任期満了	監査等委員である取締役（常勤）

6. 2020年4月1日をもって地位、担当等が次のとおり変更されました。

代 表 取 締 役 (社 長)	* 濱 田 宏 一	グループCEO 指名委員会委員、報酬委員会委員
取 締 役 (常 務 執 行 役 員)	* 島 岳 史	通信計測カンパニー プレジデント 同カンパニー グローバルビジネスデベロプメント部長

7. *印を付した取締役は執行役員・理事を兼務しております。2020年4月1日現在の執行役員・理事は次のとおりであります。

地 位	氏 名	地 位	氏 名
社 務 執 行 役 員	長 濱 田 宏 一	常 務 理 事	川 辺 哲 雄
専 務 執 行 役 員	田 美 澄	常 務 理 事	高 橋 幸 宏
常 務 執 行 役 員	新 島 岳 史	常 務 理 事	高 木 章
常 務 執 行 役 員	橋 本 康 伸	常 務 理 事	脇 永 徹
常 務 執 行 役 員	藤 掛 博 幸	常 務 理 事	門 脇 正 彦
常 務 執 行 役 員	天 野 嘉 之	常 務 理 事	オ ラ フ ・ ジ ー ラ
常 務 執 行 役 員	徳 家 努	常 務 理 事	野 田 華 子
常 務 執 行 役 員	播 本 彰 大	常 務 理 事	坂 本 貴 司
			杉 田 俊 一

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 関 孝哉氏及び青木和義氏並びに監査等委員である取締役 五十嵐則夫氏、清水恵子氏及び谷合俊澄氏は、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、イ．において同じ。）及び執行役員・理事（以下、これらの者を「役員」といいます。）の報酬等については、取締役会の諮問機関である報酬委員会において、報酬の制度、内容、水準及び分配バランス等について審議され、取締役会が報酬委員会の答申を受けて、株主総会決議により承認された範囲内でこれを決定しております。

基本方針：

イ．役員に対する報酬等

役員の報酬等の基本方針は次のとおりであります。

- ・経営目標の達成と企業価値の持続的な向上への意欲の創出に繋がる制度・内容とする。
- ・グローバル企業の役員として望まれる優秀で多様な人財を確保することができる魅力的な制度・内容とする。
- ・報酬等の決定プロセス及び分配バランスの妥当性・客観性を確保する。

役員の報酬等は、前記の方針のもと、その構成・水準については外部調査機関による役員報酬データにも照らしつつ、各事業年度における業績の向上及び中長期的な企業価値の増大に対するインセンティブとして有効に機能させることを主眼に、職責等に応じた基本報酬及び業績連動報酬のバランスを勘案し、決定することとしております。

なお、役員の報酬等の現在の体系は、基本報酬の50％相当額を業績連動報酬とし、当該役員が株主の皆様との利益意識を共有し、中長期的な視点での業績や株式価値を意識した経営を動機づける制度設計を採り入れています。ただし、業務を執行しない者（社外取締役を含みます。）については、固定報酬とすることを原則とします。

業績連動報酬は、金銭によるもの（賞与：基本報酬の30％相当額）と信託を用いたインセンティブ・プランによる非金銭報酬（株式報酬：基本報酬の20％相当額）により構成されます。評価対象とすべき事業年度における経営指標に関する数値目標に対する達成度、各々が予め設定した非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度等に照らし、評価を行うこととしています。

ロ．監査等委員である取締役に対する報酬等

監査等委員である取締役の報酬等は、当社の職務執行に対する監査の実効性を確保することを主眼に、業務執行者から独立して監査等委員の職責を全うするために、株主総会決議により承認された範囲内で固定報酬として監査等委員の協議に基づき決定することとしております。

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	人数	報 酬 等 の 額			
		金銭報酬		非金銭報酬	合 計
		基本報酬	賞与 (業績連動)	株式報酬 (業績連動)	
取締役（監査等委員であるものを除く）	10名	129百万円	80百万円	26百万円	236百万円
うち社外取締役	4名	13百万円	－	－	13百万円
取締役（監 査 等 委 員）	5名	40百万円	－	－	40百万円
うち社外取締役	3名	16百万円	－	－	16百万円
合 計	15名	170百万円	80百万円	26百万円	276百万円
うち社外取締役	7名	30百万円	－	－	30百万円

- (注) 1. 上記支払額のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（賞与を含みます。）が9百万円あります。
2. 2015年6月25日開催の第89期定時株主総会の決議による役員報酬（基本報酬）限度額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。）は、取締役（監査等委員であるものを除きます。）年額260百万円（うち社外取締役分は年額45百万円）、監査等委員である取締役年額60百万円です。
3. 上記賞与80百万円は、2020年6月25日開催予定の第94期定時株主総会において付議いたします取締役（監査等委員であるものを除きます。）4名に対する賞与です。
4. 上記株式報酬26百万円は、2018年6月26日開催の第92期定時株主総会において決議された株式報酬額のうち、取締役（監査等委員であるものを除きます。）5名に対する株式報酬に係る当期費用計上額です。
5. 当社は、監査等委員である取締役及び社外取締役に対して、賞与及び株式報酬を支給しておりません。
6. 上記人数には、2019年6月26日開催の第93期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員であるものを除きます。）4名（うち社外取締役2名）及び監査等委員である取締役2名（うち社外取締役1名）が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の兼職の状況（他の法人等の業務執行者又は社外役員である場合）

氏 名	地 位	兼 職 先 及 び 兼 職 内 容
関 孝 哉	社 外 取 締 役	コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社 取締役
五十嵐 則夫	社 外 取 締 役 (監査等委員)	三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)
清 水 恵 子	社 外 取 締 役 (監査等委員)	清水公認会計士事務所 所長

- (注) 当社とコーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社、三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社及び清水公認会計士事務所との間に特別の関係はありません。

ロ. 社外役員の主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
関 孝 哉	社 外 取 締 役	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主にコーポレートガバナンスの専門家としての豊富な知識と高い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、2019年6月までは、監査等委員会の委員長として、当期、在任中に開催された監査等委員会2回のうち2回に出席し、委員会の議事運営を行うとともに、監査活動及び結果について専門的見地から発言を行っております。更に、指名委員会の委員長及び筆頭独立社外取締役として独立委員会の委員長を務めたほか、報酬委員会の委員として活動しました。
青 木 和 義	社 外 取 締 役	取締役就任後、当期開催の取締役会11回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験と財務及び会計に関する幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、報酬委員会の委員長を務めたほか、指名委員会及び独立委員会の委員として活動しました。
五十嵐 則夫	社 外 取 締 役 (監査等委員)	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士及び大学教授経験者としての財務及び会計並びに経営に関する専門的見地に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当期開催の監査等委員会10回のうち10回に出席し、監査等委員会の委員長として委員会の議事運営を行うとともに、監査活動及び結果について専門的見地から発言を行っております。更に、独立委員会の委員として活動したほか、指名委員会及び報酬委員会の委員として各委員会に出席し、取締役の選任・報酬に関する監査等委員会の意見形成に努めました。
清 水 恵 子	社 外 取 締 役 (監査等委員)	監査等委員である取締役就任後、当期開催の取締役会11回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての財務及び会計に関する専門的見地並びに情報セキュリティに関する幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員である取締役就任後、当期開催の監査等委員会8回のうち8回に出席し、監査活動及び結果について専門的見地から発言を行っております。更に、独立委員会の委員として活動したほか、指名委員会及び報酬委員会の委員として各委員会に出席し、取締役の選任・報酬に関する監査等委員会の意見形成に努めました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	77百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	88百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 子会社アンリツインフィビス株式会社につきましても、有限責任 あずさ監査法人が会計監査人となっております。
3. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、業務執行取締役、経理部等の社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の過年度の職務執行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性及び妥当性について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断しましたので、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める場合のいずれかに該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は次のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、経営理念で掲げる「誠と和と意欲」を基本に、経営方針で「良き企業市民としての社会貢献」を表明するとともに、「品格ある企業」に成長することを目指して、アンリツグループ企業行動憲章、アンリツグループ行動規範を制定し、法令と企業倫理の遵守を当社及びその子会社からなる企業集団（以下「アンリツグループ」という。）の企業活動の原点としています。
- ロ. 当社の取締役及び執行役員・理事は、この基本方針の実践が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、アンリツグループの実効ある体制の整備を行い、企業倫理の徹底を図ります。
- ハ. グループCEOを議長とする経営戦略会議のもと、当社の企業倫理推進委員会は、倫理法令遵守基本規程に基づき、コンプライアンスに関わる各委員会（情報管理・公正取引推進・輸出入管理・環境管理等の委員会）及び子会社関連部門と連携しながら、アンリツグループのコンプライアンス体制の整備、充実に努めます。また、企業倫理推進委員会は、コンプライアンス上の問題点を当社の取締役会に定期的に報告し、取締役会は問題点の改善に努めます。
- ニ. 企業倫理推進委員会は、コンプライアンスに関わる各委員会及び子会社関連部門と連携して、アンリツグループの従業員に対して教育研修を実施し、その効果をモニタリングします。当社の内部監査部門は、内部監査規程に基づき、コンプライアンスに関わる各委員会及び企業倫理の推進を担う法務部門の活動を監査します。
- ホ. アンリツグループの従業員等は、アンリツグループ行動規範に違反するおそれがある行為が行われていることを知った場合は、上司経由又は自らが社内窓口もしくは社外窓口へ報告・通報する手段を有します。この場合において、報告・通報の事実は秘密として扱われ、報告・通報者が、当該報告・通報を理由として何らの不利益を被ることはありません。当社は、これらの取扱いを規程として明確化し、社内に周知徹底するものとします。
- ヘ. 当社は、アンリツグループの適正な財務報告とその信頼性を確保するために、内部統制システム基本規程に基づき、アンリツグループの内部統制の確実な運用と継続的改善を行います。
- ト. アンリツグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助成する行為を排除します。また、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と密に連携して対応することとします。
- チ. アンリツグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らして適切なものとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社は、業務上取り扱う情報について、情報管理基本規程に基づき、厳格かつ適切に管理する体制を整備し運用します。

ロ. 取締役及び執行役員・理事の意思決定と業務の執行に係る文書（例えば、株主総会議事録と関連資料、取締役会議事録と関連資料、経営戦略会議議事録と関連資料等）については、法令及び営業秘密管理規程に基づき、保管責任者、保管期間、保管方法を明確にして、適切に管理し、取締役が当該文書を速やかに閲覧できる体制を整備します。

ハ. 営業秘密、個人情報については、法令及び営業秘密管理規程、個人情報保護規程に基づき、厳格かつ適切に管理します。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、アンリツグループの主要リスクを①経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、②法令違反リスク、③環境保全リスク、④製品・サービスの品質リスク、⑤輸出入管理リスク、⑥情報セキュリティリスク、⑦災害リスクであると認識し、リスクごとにリスク管理責任者を明確にしてリスクマネジメント体制を整備します。当社のリスクマネジメント推進部門は、規則・ガイドラインの制定、教育研修の実施などを行い、リスク管理レベルの向上と事業の継続発展を確保するための体制を整備します。

ロ. アンリツグループの中期経営計画策定の過程においては、経営環境の変化を踏まえてアンリツグループのリスクを洗い出し、経営目標を達成するためにリスク対応策を策定します。また、グループＣＥＯを議長とする当社の常勤取締役及び執行役員・理事で構成される月例の経営戦略会議において、必要に応じてリスク分析とリスク対応策の進捗状況を審議するとともに、当社の取締役会に報告します。

ハ. これらのリスクマネジメントに関する活動をアンリツグループとして体系化し統一的に運用するため、リスクマネジメント基本規程を制定し、企業価値を一層向上させ、企業活動の持続的発展に結びつけていきます。

ニ. アンリツグループの経営に重大な影響を及ぼすおそれがある事象が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程に基づき、グループＣＥＯが関係者を招集し、状況の把握と対策を講ずるとともに、速やかに取締役会及び監査等委員会に報告します。

ホ. 重大な事故、災害が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程及び災害・緊急対策基本規程に基づき、グループＣＥＯを本部長とする危機対策本部を設置し、被害の最小化と事業の早期回復に努めます。

④ 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を向上させていくため、執行役員制度のもと、当社の取締役及び執行役員・理事の、子会社を含めた職務分担を明確にし、当該業務の執行については、業務分掌規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。

ロ. 当社の取締役会は、毎月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行うものとします。

ハ. 当社の取締役会は、経営戦略会議が策定したアンリツグループの中期経営計画とそれに連動した単年度の経営予算の審議、承認及び執行状況の監督をします。

ニ. グループＣＥＯは、アンリツグループの中期経営計画と経営予算に基づき、自らのミッションと年度目標を設定し、経営目標を達成するためリーダーシップを発揮します。当社の執行役員・理事は、それを受けて自らの職務の権限と分担に基づいたミッションと年度目標を設定し、その実現に取り組みます。

ホ. アンリツグループは、グローバル・ビジネスを円滑に展開するにあたって、事業グループごとにグローバル・ビジネス・ガイドラインを制定するとともに、シェアード・サービスによるグループ各社の共通業務の効率化やITシステムの統合、キャッシュ・マネジメント・システムの導入等に取り組みます。

⑤ **子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

- イ. 当社は、グループ経営を円滑に行うために、子会社の社長その他グループCEOが指名する者を、当社の経営戦略会議、事業開発戦略会議及び予算編成会議等に出席させ、当該子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について報告を受けることとします。
- ロ. 当社の取締役及び執行役員・理事は、分担する子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について、子会社から、定期的に又は必要に応じて報告を受けることとします。

⑥ **その他の当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- イ. 当社の取締役及び執行役員・理事は、それぞれの職務分担に従い、子会社に対し、適切な内部統制システムを整備するように指導します。
- ロ. 当社の内部監査部門は、子会社の内部監査部門等と連携して、業務の適正性について子会社の監査を行います。

⑦ **監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項**

- イ. 当社は、監査等委員会の職務を補佐するため、経営監査部門を設置し、専任者を配置します。
- ロ. 監査等委員会は、内部監査部門にその職務の補助を要請できることとし、その旨を内部監査部門に関する業務分掌規程により明確化します。
- ハ. 監査等委員会は、必要に応じて本社管理部門の専門知識を有する従業員からの協力及び事務の取扱いに関する支援を受けることができるものとします。

⑧ **監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- イ. 経営監査部門に配属された従業員等は、監査等委員会の業務を補佐する事項に関しては、監査等委員会の指揮・命令に従います。また、当該従業員等の人事異動は、監査等委員会の事前の同意を得なければならないものとします。
- ロ. 取締役、執行役員・理事及び上長等は、監査等委員会よりその職務の補助及び協力を要請された内部監査部門及び本社管理部門の従業員に対し、その要請事項に従うことを直接本人へ指示するものとします。
- ハ. 監査等委員会よりその職務の補助及び協力を要請された内部監査部門及び本社管理部門の従業員は、その要請事項に関しては、監査等委員会の指揮・命令に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・理事及び上長等の指揮・命令を受けないものとします。
- 二. 内部監査部門の部門長の人事異動は、監査等委員会の事前の同意を得なければならないものとします。

⑨ **当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- イ. 監査等委員会が選定する監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、経営戦略会議、アンリツグループの中期経営計画等の審議会など重要会議への出席をはじめとして監査等委員会が選定する監査等委員が必要と判断した会議に出席できるものとします。

- ロ. 監査等委員会が選定する監査等委員は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査等委員会が選定する監査等委員が必要と判断した場合、取締役、執行役員・理事及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができるものとします。
- ハ. 当社の取締役、執行役員・理事及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項又は法令もしくは定款に違反する行為を認知した場合は、当該事項等のほか、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備運用状況、重要な会計方針、会計基準及びその変更、その他必要な重要事項を、速やかに監査等委員会に報告するものとします。また、監査等委員会への報告体制及び情報伝達ルートについて規程として明確化し、社内周知徹底するものとします。
- 二. 当社の法務部門は、監査等委員会に対し、コンプライアンス活動の計画及び結果(所管する通報・相談窓口への通報、相談内容を含む。)について、定期的に、また、必要に応じて報告します。

⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 当社は、監査等委員会への報告の内容及び報告の事実は秘密として扱われ、報告者が、当該報告を理由として何らの不利益も被ることがないことを規程として明確化し、社内周知徹底するものとします。
- ロ. 当社のコンプライアンス担当執行役員は、報告者が報告したことを理由として、報告者の労働環境が悪化することのないよう、監視、監督する義務を負い、報告者に対する不利益な取扱いを確認した場合、直ちにこれを是正します。

⑪ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- イ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- ロ. 監査等委員は、監査の実施にあたり必要でないと認められるときを除き、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を会社の費用で活用できるものとします。
- ハ. 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、必要額を見積り、予算に計上します。

⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社の代表取締役は、監査等委員と定期的に又は随時、会合をもち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとします。
- ロ. 当社の内部監査部門は、監査等委員会に対し、内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。また、監査等委員会は、必要に応じて内部監査部門及び内部監査に関連する管理部門に調査を求めることができるものとします。
- ハ. 監査等委員会が連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行うことができるようにするため、監査等委員会への情報提供体制及び内部監査部門との連携体制を整備します。
- 二. 当社の取締役及び執行役員・理事は、監査等委員会の監査がより効果的に行われるために、内部監査体制の充実や協力体制の徹底を図ります。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

- イ. 当社の企業倫理推進委員会が中心となって全体的なコンプライアンス推進施策を計画立案・実施しています。当期においては、全世界のグループ従業員等に対する「アンリツグループ行動規範 確認書」の提出義務付け、階層別教育やコンプライアンス推進イベント等を通じた教育・啓発活動、コンプライアンス体制の定着状況や従業員等の倫理意識レベルを確認するための「倫理アンケート」の実施と部門へのフィードバック等を継続して実施しました。更に、国内従業員等向けに、独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)、下請法(下請代金支払遅延等防止法)、製造物責任、製品安全等のWBT(Web Based Training)を実施しました。
- ロ. コンプライアンスに関わる専門部署、委員会が、公正取引、貿易管理等の担当専門分野に関して定期的に監査を実施し、各業務が適切に遂行されている状況を確認しました。
- ハ. 法令違反等の未然防止のため、内部通報規程に基づき、「ヘルプライン」として社内外の報告・通報・相談窓口を設置し、運用しております。
- ニ. ヘルプラインの運用状況を含めたコンプライアンスに関する取組みの状況は、定期的に取締役会に報告されています。

② 情報の保存及び管理に関する取組みの状況

- イ. 情報資産の適切な取扱い、保護を図るため、情報管理基本方針のもと情報管理基本規程等の社内規程、情報セキュリティマニュアルを整備し、運用しており、当期において全世界のグループ従業員等に対して情報セキュリティに関するWBTを実施しました。
- ロ. 株主総会関連資料、取締役会関連資料、経営戦略会議関連資料等は、法令及び社内規程(営業秘密管理規程)に従い、適切に管理されています。

③ 内部監査に関する取組みの状況

- イ. 内部監査部門が監査等委員会及び監査等委員会を支援する経営監査室と連携しながら、当社の内部統制の状況について確認したほか、子会社の内部監査部門と連携して業務の適正性について子会社の監査を実施しました。また、それらの結果を定期的に取締役会に報告しています。
- ロ. アンリツグループの適正な財務報告とその信頼性を確保するため、内部監査部門が実施計画に基づき内部統制評価を実施し、統制状況の有効性を確認しました。

④ リスクマネジメントに関する取組みの状況

- イ. 当社では、リスクごとにリスク管理責任者を明確にし、リスクの分析評価を行い、必要に応じ、経営戦略会議において審議し、取締役会に報告しております。予算作成時には、リスク・阻害要因の抽出・分析を行い、経営戦略会議及び取締役会において議論しました。
- ロ. 会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれがある事象が発生した場合は、リスクマネジメント基本規程に基づきグループCEOが関係者を招集し、状況の把握と対策を講じるとともに、速やかに取締役会及び監査等委員会に報告することとしています。
- ハ. 災害リスクについては、日常的な危機管理活動のほか、災害発生時に迅速・適切な対応を図ることができるよう、リカバリー・プランを含む災害対応体制を構築しており、定期的に研修、訓練を行っています。当期においては、令和元年東日本台風(台風19号)及び

新型コロナウイルス感染症へ対処するため、それぞれ緊急対策本部を立ち上げ、情報収集及び必要な対応にあたりました。

⑤ **職務執行の効率性の確保に関する取組みの状況**

- イ. 当期において、取締役会は13回開催され、法令及び取締役会規則に基づき所要の事項の決議・報告並びに中期経営計画及び経営予算の進捗状況の確認等を行ったほか、取締役の業務執行を監督しました。また、定期的に社外取締役を含む取締役及び執行役員等を交えてフリーディスカッションを行い、当社グループの経営課題について議論を深めました。更に、社外取締役が監査等委員会の監査に同行し、業務執行の状況を確認しました。
- ロ. 経営戦略会議において、グループ戦略に係る具体的事項について審議されるほか、子会社を担当する執行役員から子会社の営業成績、財務状況その他重要事項が適宜報告されています。
- ハ. 取締役全員に対するアンケート形式による取締役会の実効性評価を行い、その結果を取締役会において議論しました。その結果、当社取締役会は、引き続き適切な社内外の経営人財と人数で構成され、建設的な議論及び意思決定並びに取締役の業務執行の監督を行うための体制が整備されていること、各取締役は、役割を十分に認識し、多様な経験や専門知識等に基づき活発に議論していることを確認しました。一方、実効性を更に高めていくための課題として、子会社の戦略及びその進捗状況その他の経営課題について子会社の業務執行者から説明を受ける機会を増やすなど、取締役会として、グループ全体の業務執行等に対する適切な関与を深めていくこと等が抽出され、かかる課題及び改善に向けた取組みを取締役全員で共有しました。
- ニ. 取締役会における審議の充実を図るため、Webシステムを活用した取締役会資料提供の早期化や関連情報の提供に努めたほか、コーポレートガバナンス推進部門が社外取締役に対し、取締役会付議事項の事前説明を行いました。

⑥ **監査等委員会の監査の実効性の確保に関する取組みの状況**

- イ. 監査等委員は、取締役として取締役会の決議に加わるとともに、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、常勤監査等委員が経営戦略会議、事業部門の戦略会議等に出席したほか、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧しました。
- ロ. 当期において、監査等委員会は10回開催され、監査方針及び監査計画の決定、取締役の業務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査、決算のレビュー等を行いました。
- ハ. 監査等委員会の職務を補佐する部署として経営監査室を設置しており、常勤監査等委員とともに、社内で日常の監査活動にあたりました。
- ニ. 監査等委員会による実効的な監査の遂行を担保するため、監査等委員会への報告及び情報伝達に関する規程を定め、監査等委員会への報告体制及び情報伝達ルートを明確にしています。
- ホ. 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門による三様監査連絡会を開催し、監査の実効性を高めました。
- ヘ. 監査等委員と代表取締役との定期的な会合、意見交換を実施したほか、会計監査人との意見交換を随時実施しました。
- ト. 取締役の選任や報酬についての監査等委員会の意見形成のため、監査等委員（社外取締役）が指名委員会及び報酬委員会に委員として参加し、情報収集に努めました。

(7) 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、公開企業として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否か、ひいては会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定すべきものと考えます。一方で、当社は、企業価値の源泉となり株主共同の利益を構築している経営資源の蓄積を最大限に生かし、当社グループのブランド価値を高めていくためには、中長期的観点からの安定的な経営及び蓄積された経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えています。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると考えています。

そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者による大規模買付行為に対しては、株主の皆様のご判断に資するよう、大規模買付者への情報提供要求など積極的な情報収集と適切な情報開示に努めるとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図るため、必要に応じ、法令及び定款によって許容される限度において、適切な措置を講ずるものとしします。

② 基本方針の実現のための取組みの概要

当社は、株主の皆様の負託に応えるためには、利益ある持続的な成長により企業価値を向上させることが最重要課題と認識しており、より長期的な視点で企業価値の向上に取り組むために、10年スパンの時間軸で取り組む「2020 VISION」及びそのマイルストーンとなる中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループを挙げて取り組んでおります。また、当社は、執行役員制度の導入や複数の独立性のある社外取締役の選任による経営監督機能の強化、「監査等委員会設置会社」への移行、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会・報酬委員会・独立委員会の設置、取締役会の実効性評価の実施などにより、コーポレートガバナンスの強化、経営の透明性の確保に努めております。

このような企業価値向上を核とした経営を進めることは、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減する方向に導くものとして、前記①の基本方針に沿うものと考えます。また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(8) 資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当等の決定に関する方針

① 資本政策の基本的な方針

当社は、投下資本の効率性の指標として「ROE (Return On Equity)」を、また投下資本が生み出した付加価値を評価する当社独自の指標「ACE」^(注)を設定し、企業価値の最大化に取り組みます。

財務の安定性については、大きく変動する市場環境及び金融情勢に備えるために、親会社所有者帰属持分比率（自己資本比率）の維持向上に取り組みます。

株主の皆様に対する利益還元については、次の「剰余金の配当等の決定に関する方針」に基づき、連結配当性向及び自己株式の取得・消却からなる総還元性向を勘案した利益処分を行うことを基本とします。

当社は、支配権の変動や大規模な希薄化をもたらす資本政策を実施する場合には、株主の皆様を不当に害することのないよう、取締役会においてその必要性・合理性を十分に検討した上で適切かつ速やかにその資本政策の内容を開示することとします。

(注) ACE (Anritsu Capital-cost Evaluation)：税引後営業利益－資本コスト(5%)

② 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元について、連結業績に応じるとともに、総還元性向を勘案した利益処分を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当については、連結当期利益の上昇に応じて、親会社所有者帰属持分配当率（DOE：Dividend On Equity）を上げることが基本にしつつ、連結配当性向30%以上を目標としており、株主総会決議もしくは取締役会決議により、期末配当及び中間配当の年2回の配当を行う方針です。

自己株式の取得は、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら、必要に応じ適切に実施していく方針です。

内部留保資金は、急速に進展する技術革新や市場構造の変化に対応するための研究開発や設備投資、サポート・サービスの拡充を図るための投資、更なる事業拡大を目指すための投資などに活用していく方針です。

(注) 1. 本事業報告における金額及び株式数は、基本的1株当たり当期利益、1株当たり当期純利益、1株当たり親会社所有者帰属持分及び1株当たり純資産を除き表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。また、比率(%)は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

2. 本事業報告に記載しておりますグラフ及び図は、参考情報として記載しているものであります。

連結財政状態計算書

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	99,009	流 動 負 債	37,346
現金及び現金同等物	47,669	営業債務及びその他の債務	7,467
営業債権及びその他の債権	26,263	社 債 及 び 借 入 金	9,882
その他の金融資産	29	その他の金融負債	753
棚 卸 資 産	20,775	未 払 法 人 所 得 税	4,028
未 収 法 人 所 得 税	413	従 業 員 給 付	7,293
その他の流動資産	3,857	引 当 金	435
非 流 動 資 産	39,864	その他の流動負債	7,484
有形固定資産	25,259	非 流 動 負 債	7,195
のれん及び無形資産	3,833	営業債務及びその他の債務	480
投資不動産	663	社 債 及 び 借 入 金	2,994
営業債権及びその他の債権	287	その他の金融負債	1,015
その他の金融資産	1,785	従 業 員 給 付	775
繰延税金資産	7,548	引 当 金	108
その他の非流動資産	485	繰延税金負債	336
資 産 合 計	138,873	その他の非流動負債	1,484
		負 債 合 計	44,541
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	94,172
		資 本 金	19,151
		資 本 剰 余 金	28,277
		利 益 剰 余 金	43,182
		自 己 株 式	△1,119
		その他の資本の構成要素	4,681
		非 支 配 持 分	159
		資 本 合 計	94,331
		負 債 ・ 資 本 合 計	138,873

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結純損益及びその他の包括利益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上収益		107,023
売上総利益		48,948
その他の収益・費用		58,075
販売費及び一般管理費	28,036	
研究開発費	12,975	
その他の収益	659	
その他の費用	309	40,661
営業利益		17,413
金融収益		345
金融費用		577
税引前当期利益		17,181
法人所得税費用		3,783
当期利益		13,397
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	83	
確定給付制度の再測定	△214	
計	△130	
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	△1,329	
計	△1,329	△1,459
当期包括利益		11,937
当期利益の帰属		
親会社	13,355	
非支配配持分	42	13,397
当期包括利益の帰属		
親会社	11,895	
非支配配持分	42	11,937

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	54,882	流動負債	42,640
現金及び預金	23,767	買掛金	5,491
受取手形	397	短期借入金	1,090
売掛金	17,044	1年内返済予定の社債	8,000
製成品	2,306	リース負債	21
仕掛品	35	未払金	1,813
原材料	4,050	未払費用	2,359
前払費用	169	未払法人税等	2,508
その他の当座預金	7,192	受取利息配当金	1,426
貸倒引当金	△80	預り保証引当金	19,616
固定資産	78,554	製品賞与引当金	46
有形固定資産	17,559	役員賞与引当金	73
建物	12,793	その他の負債	192
構築物	271	固定負債	3,248
機械及び装置	251	長期借入金	3,000
車両運搬具	2	リースの負債	54
工具、器具及び備品	2,257	その他の負債	194
土地	1,981	負債合計	45,889
無形固定資産	846	純資産の部	
ソフトウェア	845	株主資本	87,480
その他の当座預金	0	資本剰余金	19,151
投資その他の資産	60,148	資本剰余金	28,101
投資有価証券	118	資本準備金	28,101
関係会社株式	46,510	その他の資本剰余金	0
長期貸付金	5,501	利益剰余金	41,347
前払年金費用	4,214	利益準備金	2,468
繰延税金資産	3,745	その他の利益剰余金	38,879
その他の当座預金	83	別途積立金	21,719
貸倒引当金	△26	繰越利益剰余金	17,160
資産合計	133,436	自己株式	△1,119
		評価・換算差額等	17
		その他有価証券評価差額金	17
		新株予約権	48
		純資産合計	87,547
		負債・純資産合計	133,436

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		56,963
売上原価		27,235
売上総利益		29,727
販売費及び一般管理費		19,207
営業利益		10,520
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,542	
その他の	189	2,731
営業外費用		
支払利息	63	
その他の	403	466
経常利益		12,784
特別利益		
受取保険金	352	
固定資産売却益	52	
投資有価証券売却益	5	410
特別損失		
災害損失	213	
固定資産処分損	27	240
税引前当期純利益		12,954
法人税、住民税及び事業税	3,139	
法人税等調整額	△538	2,601
当期純利益		10,353

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

アンリツ株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ㊞
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 新名谷 寛 昌 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アンリツ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益及びその他の包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、アンリツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

アンリツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 新名谷 寛 昌 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アンリツ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、監査等委員会を補佐する会社の経営監査部門、内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、その取締役及び監査役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益及びその他の包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

アンリツ株式会社 監査等委員会

監査等委員 五十嵐 則 夫 ㊞

監査等委員 清 水 恵 子 ㊞

常勤監査等委員 谷 合 俊 澄 ㊞

(注) 監査等委員 五十嵐則夫及び清水恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

<メ モ>

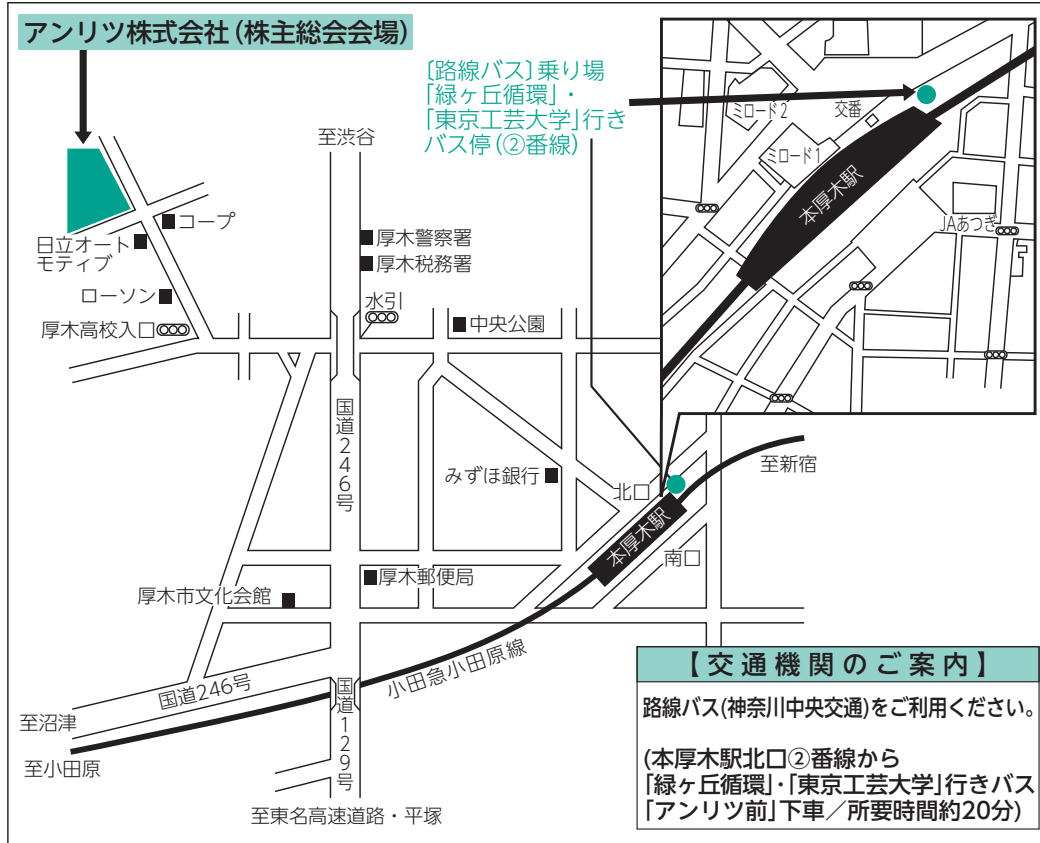
Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

<メ モ>

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.



株主総会会場ご案内図



■新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ

- ・本総会へのご出席につきましては慎重にご判断いただき、可能な限り、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ・感染防止対策のために、ご出席される株主様のおおよその人数を事前に把握いたしたく、ご出席を予定されている株主様は、ご面倒ですが、出席の事前登録をお願い申し上げます。(「議決権行使についてのご案内」(2頁)をご参照ください。)
- ・ご出席の場合は、マスク着用や当日の検温、ソーシャルディスタンスの確保など感染防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、37.5℃以上の発熱など体調不良と思われる株主様の入場をご遠慮いただく場合があります。
- ・株主総会会場においては、開催日現在の状況に応じ、役員及び運営スタッフのマスクの着用やアルコール消毒液の設置その他感染防止のための措置を講じてまいります。
- ・その他本総会の運営につきましては、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。ご出席の場合は事前のご確認をお願い申し上げます。

<https://www.anritsu.com/ja-JP/about-anritsu/investor-relations/>

■その他のお知らせ

- ・専用の駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。また、送迎サービスはございません。
- ・来場記念品(お土産)のご用意はございません。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

